

愛知県環境影響評価審査会西知多道路部会会議録

1 日時 平成25年7月26日（金）午前10時から午前11時40分まで

2 場所 愛知県自治センター 5階 研修室

3 議事

- (1) 知多都市計画道路1・3・6号西知多道路環境影響評価準備書について
- (2) その他

4 出席者

委員9名、説明のために出席した職員13名、都市計画決定権者4名

5 傍聴人

傍聴人3名

6 会議内容

(1) 開会

(2) 議事

- ア 知多都市計画道路1・3・6号西知多道路環境影響評価準備書について
- ・ 議事録の署名について、廣島部会長が谷脇委員と松尾委員を指名した。
 - ・ 資料1及び資料2について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【廣島部会長】資料1の3番目の公述人が、日長地区の現況の騒音レベルが昼間48デシベル、夜間43デシベルと述べているが、パンフレットの14ページには現況値が65デシベルと記載されている。調査地点が異なるということか。

【都市計画決定権者】パンフレットの14ページに示す現況値は、道路交通騒音に係る現地調査の結果である。公述人が述べている現況値は、準備書の8-2-16ページに示されている一般環境騒音に係る測定値である。

【事務局】少し補足させていただくが、一般環境騒音の調査地点が8-2-4ページに示されており、番号4が知多市日長地区である。一般環境騒音の調査であるため、主要道路等の沿道ではなく、住宅等が存在する場所において測定している。ここで測定した結果が、8-2-16ページに示されており、この部分を受けて、公述人が意見を述べたと思われる。

【廣島部会長】この公述人の意見に対する見解は、参考資料にも記載されているのか。

【事務局】参考資料の7/14ページの番号42に記載されている。「供用時の基準又は目標の値『70dB』『65dB』が高過ぎる。」「特に、南部区間は、現在静かな田園・住宅地帯であり、現状の騒音レベルからすると予測結果は容認できない」という意見に対し、見解として、主務省令の規定により適切に評価し、維持されることが望ましい基準として定められた環境基準を採用

して比較したというものである。

環境基準を目安とすることは妥当かと思われる。他のアセス案件において、環境基準以下であってももともと静かな地域であるから騒音に配慮されたという旨の意見を述べたことはある。

【柳澤委員】道路沿道だけで予測するのではなく、48デシベルと測定された現地調査地点における予測結果も示せばよいのではないか。

【事務局】準備書では、一般環境騒音の現地調査を行った地点における予測結果は示されていないが、環境基準値が道路からの距離によることを踏まえ、その環境基準値が適用される地域ごとに最大となる予測結果を示している。

【柳澤委員】現地調査を行った地点における予測結果は示せないのか。

【都市計画決定権者】準備書の8-2-89ページが知多市日長地区における供用時の自動車走行に係る騒音の平面予測のコンター図であるが、予測範囲は「道路環境影響評価の技術手法」に基づいて設定しており、その範囲を準備書に示した。

【廣島部会長】住民等からの意見に対する見解が、不親切だと思う。もう少し住民等が納得されるような答え方ができないか。素朴な疑問に対しても、全然答えていない印象を受ける。

【吉久委員】予測結果が環境基準をクリアしているならば、環境影響評価制度の中では環境基準と比較するということであるため、OKと言わざるを得ない。しかし、この地区は現在40デシベル前後であることから、住民の方はうるさく感じると思う。こういったことは、例えば、風車の騒音や低周波でもみられる。風車は山間部の農村地域に立地することが多く、夜間に小さな音でも気になるという問題が生じている。しかし、環境影響評価の制度の中で言及することは難しいのではないかと思う。ただし、事業実施の段階において、住民等と話し合っ、事業者が塀を設置するなどということも想定される。

【事務局】環境基準と比較して評価することは妥当であるが、静かな地域であるため配慮を求めるような内容で部会報告に盛り込むということではどうか。

【吉久委員】そのように部会報告に盛り込むことはありうる。住民等からの意見があるので、配慮してほしいという意見も考えられる。

【廣島部会長】環境基準値以下であるため問題ないとする考えはどうか、ということだと思う。

【事務局】愛知県の環境影響評価指針の解説でも、環境保全措置の検討に当たっての考え方の中で「環境基準を満足していることのみをもって影響が実質的でないを見なすことは適切でない」としていることから、今回は何らかの配慮を求めることが必要ではないかと考える。

【都市計画決定権者】我々も、予測で環境基準を満足するだけでなく、その他に配慮できる内容はあると考えている。事業実施の段階では、排水性舗装や遮音壁など最新技術の採用が検討されると考えている。沿線の住民等とも協議を重ねて事業を進めることとなるので、ご理解いただきたい。

【山澤委員】1番目の公述人が述べた数値の間違ひに関するご意見については、参考資料の4/14ページの番号20が該当すると思われる。我々も準備書等の

詳細な数値も含めてすべてをチェックすることは困難であり、このようなミスを見逃してしまうこともありうる。それに対する見解として、間違いがあったことは認めているが、どういった原因で間違えたのかを加えていただき、他の箇所もチェックしてミスがないことを確認したことなど、信頼性が担保できるような説明にするとよい。

また、函渠部の出口で濃度が高くなるのではないかという意見があった。この点については、前回の部会でどのように予測を行ったか確認したが、トンネル内で発生したものがトンネル出口から排出され、濃度を高める要因となる。加えて、この地域は風配図が他の地域と異なり、風速が弱い地域であることも要因であろう。こういったこともあり、予測結果は高めの値になったと思われる。全体としては、環境基準値以下になっているので問題があるということではないが、函渠出口部の濃度が高いという結果であるので、できる限り濃度が低減できるように設計等で工夫していただければと思う。

【都市計画決定権者】参考資料の4/14ページの番号20が、ご指摘いただいた予測結果の誤りに対する部分である。ここでは誤った数値を正しい数値に修正させていただいたが、評価の結果についての変更はなかったことも記載した。また、6/14ページの番号35に、予測式が誤っており、予測結果が異なってくるのではないか、という意見がある。これについては、予測式を誤って転記してしまったため、評価書で正しい内容に修正するとしてうえて、適切に評価がなされている旨についても記載した。

【山澤委員】公述人が心配されていることは、このような間違いが他にないか、どうして間違えたかということであろう。それを明らかにせず、当該部分を修正すると説明されても、他の部分はチェックしようがない。私としても、どうして間違えたのかわからないし、他の部分が正しいかどうかはわかるように説明されるとよい。

【都市計画決定権者】委員の発言のとおり、準備書の内容に疑義があるという意見であるため、委託先のコンサルタント会社でも、評価書の作成作業を進める中で一言一句チェックしており、誤って記載された部分を修正しているところである。都市計画決定権者としても責任を持って確認していく。

番号20については、ヒューマンエラーである。しかしながら、他の部分でも予測式等の誤記があるが、予測結果に誤りがあった部分は番号20のみである。このような誤記に対する意見を多々いただいております、評価書の作成においては、間違いのないようにしていく。

【松尾委員】資料2の番号7について、道路構造を決めるには、地質構造を把握したうえで計画するはずである。しかし、この見解では、いい加減に地質構造を把握し、いい加減な測量により地形条件を把握したうえで、どこをトンネルにするとか、どこを高架や盛土にするということをやってきたという印象を受ける。

【都市計画決定権者】現在の計画は、航空測量に基づいたものである。今後の詳細設計では、現地での測量により、航空測量では確認できない部分も含む詳細な地形を把握することとなる。橋梁や擁壁の取り付け部分の構造や位置が若干

修正されることがあるという意味である。

【松尾委員】細かい位置が変更されることはあると思うが、盛土構造から高架構造に変えるようなことはありえないのではないか。

【都市計画決定権者】地形の誤差等により構造の変更が生じると記載したのは、現地の測量による誤差が生じた場合に、細かい修正が生じるという意味である。現在の計画は、地元の方々にもお示ししており、数百メートルにわたって盛土構造が高架構造に変わるような変更はないと考えている。

【松尾委員】この資料2が公表されるならば、誤解を与えないような記述にしたほうがよい。盛土にする部分等の局所的な地質構造について、詳細設計において把握するならば理解できるが、全体的な地質構造を把握したうえで盛土や高架の位置を決めているはずである。記述の仕方を考えないと、いい加減なデータに基づいて、計画を作成したという印象を与えかねない。

【都市計画決定権者】次回の部会において、誤解を与えないような表現に修正したものをお示しする。

【増田委員】以前の環境影響評価審査会の委員である芹沢先生が、「レッドデータブックあいち」を作成したが、準備書の中で、レッドデータブックあいちに関する記述を入れるべきである。ハマボウなどは、レッドデータブックあいちのみに掲載されている種であるが、この種に関する記述がされていない。

植物の貴重な種に対しては、環境保全措置として、橋脚の設置位置の検討や移植を行うなどと記載されているが、シバナ等の海岸性の植物については、橋脚の設置位置の検討では対応できないのではないか。どこにどのような種が生育しており、どのような措置をとるかの詳細がわからない。

オオトリゲモ等を同じため池の中で、影響を受ける場所から、影響を受けない場所に移植するということだが、ため池の中でどうしてそこに生育しているかという、その場所が生育に適しているからであり、そこから移植してもやはり駄目だと思う。同じ地域に生育しているから移植すればよいということに記載しない方がよいと思う。オオトリゲモなどは生育地がかなり限定されているので、工事後に再度戻すという考え方がよいと思う。

植物調査のリストをみると、半分以上が外来種で占められている。そのような地域では、道路の法面や改変区域等に外来種が大量に侵入していく。そういったことに対する配慮をされたほうがよい。タカサゴユリは特定外来種ではないので、準備書に記載する必要はないと思うが、タカサゴユリが高速道路に大量に生育することはわかっている。タカサゴユリのような高速道路系列の外来種の対策等を記載された方がよい。

【事務局】準備書の8-10-12ページに④としてレッドデータブックあいちが含まれている。現地調査で確認された902種のうち、8-10-12ページで示す重要な種の選定基準により選定された重要種について、8-10-17ページ以降で記述されているが、この中で、_1)と記載されている箇所は、レッドデータブックあいち2009を引用しているものである。

【増田委員】準備書の8-10-38ページで、ハマボウは現地調査で確認された種として記載されている。これは、植栽が逸出したものということか。

【事務局】植栽から逸出したものについては、重要種の選定から除外している。

【増田委員】完全に植栽なのか。その可能性があるということか。

【都市計画決定権者】準備書の8-10-38ページ等で「植栽逸出」としているのは庭先等で植えられているものである。ハマボウについてはまさに庭先で植えられているものである。植栽逸出かどうかの判断について、すべての種について、芹沢先生に確認いただいた。

シバナとオオトリゲモに対する環境保全措置に関して、シバナについては橋脚の影響はなく、移植は行わない。シバナが生育する水路の脇に道路が建設され、その遮音壁による日照の影響があるのではと芹沢先生から指摘を受け、影響が最小化されるよう対策を講じることとした。移植は行わず、道路等の構造で対応することとしている。

オオトリゲモについては、ため池に生育しており、橋脚の位置を検討し、やむを得ない場合は移植を行う種である。ただし、移植は、他のため池に移すものではなく、生育しているため池がかなり大きいため、少し位置をずらしたところに移植することを考えている。具体的な移植の方法は専門家の助言を踏まえながら実施することを考えている。

【増田委員】シバナは、日照条件が悪くなれば絶滅してしまう。

【都市計画決定権者】シバナは、水路の狭い部分に生育しており、現状の生育場所も日なたではない。天空写真等により、道路ができることによりどれだけ天空率に変化するかということも調べ、影響がないように検討している。遮音壁についても、事業実施段階で透光性の遮音壁の採用が検討されると考えている。

また、先ほどの委員の発言にあった法面のタカサゴユリの対策については、極力在来種による緑化を行うとしている。

【増田委員】植えることではなく、外来種が入ってきてしまうことが問題である。東名高速道路や中央自動車道等も侵入しており、どうしたら排除できるかはわからないが、そういう点でも考慮し、外来種に対して配慮することを記載していただきたい。

【都市計画決定権者】その点について調べて、次回の部会でお示しできればと考える。

【吉村委員】景観について、4点の意見と1点の要望がある。

1点目は、準備書の8-12-3ページで、景観の予測地点が4地点あるが、常滑JCTの接続部分がどのように変わるのかを知りたい方もいらっしゃるのではないか。

2点目は、遮音壁についてである。準備書では、遮音壁を設置した道路の写真がない。遮音壁は目立つものでもあり、最近では、名二環でも透光性の遮音壁が設置されているが、景観的にも非常に見苦しい。遮音壁設置後の写真がモニタージュ法で作成されていると、もう少し道路のイメージが湧くと思う。どの区間でどのような遮音壁が設置されるかも示すとより親切だと思う。

3点目は、8-12-10ページの写真について、「可視の程度は小さく」という表現があるが、どこから見て小さいかがわからず、表現があいまいで

ある。また、「人工物の一部として捉えられる」という表現があるが、人工物の一部として捉えられるから影響が小さいということが、わかりにくい。

4点目は、トンネル構造となる区間には集落がある。トンネルの入り口がどんなものになるか、私ならばとても気になる。その写真があれば、よりわかりやすいと思われる。

5点目は、要望であるが、道路に係る景観には運転手からの景観もあると思う。現地調査において、周りに木が植えられているところがあり、とても美しいと思った。植栽するという事は、周りからみても、運転手から見ても美しいと感じると思う。ドイツ等では木製の遮音壁も取り入れられている。費用は必要となるが、そういった美しいものをつくっていただければよいと思う。

【事務局】1点目の前山ダムからの予測方向に係る意見についてであるが、景観では、まず主要な眺望点を定め、そこから主な景観資源を見る際に今回の事業が影響するかどうかを予測する方法が一般的である。準備書の4-1-60ページに主要な眺望点と主な景観資源が記載されており、ご意見いただいた前山ダム公園からは里山等の景観資源を眺望する際に影響を与えるかどうかについて予測及び評価を行っている。ここでは、主な景観資源には、夕日が挙げられていないが、住民等から夕日も地域の景観資源であるという意見があったことから、調査結果や予測結果では夕日についても言及している。こうした考えにより、常滑JCTの方向の予測は行っていない。

【都市計画決定権者】2点目の遮音壁を考慮したフォトモンタージュを示してはどうかという意見と、遮音壁のタイプに関する意見であるが、予測結果のフォトモンタージュでは対象道路が視認しにくい結果となった。これらの結果から遮音壁を考慮しても景観への影響は極めて小さいと考える。遮音壁のタイプについては、現在は騒音に対して必要な最大の高さのみが示されているが、植物への日照に配慮して透光性の遮音壁にすること等については、事業の実施段階で検討されると考えている。

3点目の準備書の8-12-10ページの「可視の程度が小さく」という表現について、聚楽園公園からの将来の予測結果であるモンタージュ写真において、対象道路部分が小さいことを意味している。また、「人工物の一部」という表現については、聚楽園公園では工場群を景観資源と考えており、道路が人工物である工場群に溶け込むように捉えられると考えている。

4点目のトンネル入口の形状に係る意見についてであるが、今後現地において地質調査や測量を行い、詳細設計する中で構造も含めて検討していくことになる。現時点では、入口形状までお示しできない。

5点目の道路側からみた景観にも配慮してほしいという要望について、事業実施段階で、例えば防護柵や道路照明等の検討を行うこととなる。道路は安全に走行することが優先されるが、そうした点にも配慮していければと考えている。

【吉久委員】遮音壁は、高いもので5mのものが予定されており、景観に影響を与える可能性があるため、フォトモンタージュがあればよいと思う。

【事務局】準備書では、遠景についての予測を行っており、これはアセスでは一般的な方法であるが、近くからみた景観についても配慮するよう考えていく必要がある。

【都市計画決定権者】ご指摘の近景がどのようにみえるのかについては、住民の方々にとって気になると思われる。知多市日長地区において、西知多道路の橋梁部が国道155号と交差する部分について、国道155号からの視点でフォトモンタージュを作成し、住民説明会において説明している。また、事業の実施段階では、トンネル坑口部分等の構造や位置の詳細な内容を検討していくこととなるが、これらについても住民の方々に説明されることになると思う。

【柳澤委員】シバナの話に戻るが、先ほどのシバナの生育場所等を地図で示し、どのような遮音壁を検討しているかも含めて、増田委員に資料を見ていただくとよい。

オオタカについては、現在までのところ、今回の事業が直接影響するようなことはないと思う。ただし、インターチェンジに連絡する他の道路の改修や拡幅の工事が既に行われているようであり、このような工事においては、オオタカへの配慮が西知多道路事業と比べて何分の一の努力もされておらず、心配している。西知多道路事業とは別の事業者による造成かもしれないが、市町村等も含めていろいろなことを考えていると思われるので、そのあたりの指導をお願いしたい。

【事務局】シバナの件については、本日資料をお示しすることができず、申し訳ない。次回の部会でお示ししたい。

関連する事業については、県等の関係機関であれば指導等ができると思われるが、どのようなことができるかを次回お示しできればと考える。

【都市計画決定権者】先ほどの近景について、国道155号を走行するときに見える西知多道路のフォトモンタージュについて、住民説明会で使用した資料を次回の部会でお示しする。ただし、今後の詳細設計の段階で、桁の厚み等が実際のものとは異なると思われる。

【谷脇委員】資料2の番号4でLEDライトの検討をすると記載されているが、最近、ブルーライトが人体に与える影響について問題となっており、睡眠を障害する傾向が出ていると言われている。居住区に近い場所の照明は、ブルーライトが入らないようなLEDライトを使用していただきたい。

もう一点は、大気質の測定項目に関するエレメンタルカーボン、元素状炭素についての意見である。これは環境省のそらプロジェクトでも測定された項目であり、気道との関係があると考えられている物質である。気管支ぜんそくやCOPD（慢性閉塞性肺疾患）との明確な関連性は示されていないものの、COPDに関してはエレメンタルカーボンがある程度影響を及ぼしているのではないかとされている。できれば追加して測定していただければと考える。

【事務局】LEDライトについて、人の健康に対して影響があってはいけないので、そのように対応する必要があると考えている。

エレメンタルカーボンについては、アセスにおける調査、予測及び評価では、対象事業を実施する前に、事業による影響の程度を把握し、その影響をできる限り回避・低減することを基本としている。PM2.5と同様に、エレメンタルカーボンの事業による影響の把握が難しい状況で、アセス実施者に測定等を求めていくことは難しいと考える。

【廣島部会長】事務局においては、次回の部会までに、委員からのご指摘などを踏まえ、その対応等を取りまとめるとともに、部会報告案の作成をお願いしたい。

イ その他

- ・ 特になし。

(3) 閉会